

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(中小企業高度化事業)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(所得税:義、法人税:義) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
② 上記以外の税目			
3	内容		《制度の概要》 (概要) 個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。 対象:高度化事業用に土地等を譲渡した個人、法人 《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第34条の2、第65条の4
4	担当部局		中小企業庁経営支援部経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和49年創設 控除額:500万円 要件:施行区域の面積10ヘクタール以上 昭和50年改正 控除額:1,500万円 要件:都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化事業は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。 (政策目的に係る達成目標) ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。

			《政策目的の根拠》 ・高度化事業は、中小企業基本法(昭和 38 年 7 月)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第 18 条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。(第 19 条)」こととして、位置づけられている。 ・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年 12 月)では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携もしくは事業の共同化を行い、又は中小企業者の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付を行うこと。」「(第 15 条第 1 項第 3 号ロ)」、「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」「(同ハ)」と定められており、以上のとおり、高度化事業は政策的に重要なものとして位置づけられている。 ・昭和 38 年 7 月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化事業は、その中核的な施策であった。 ・また、平成 11 年 7 月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。 ・昭和 42 年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化事業を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	・高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。

9

有効性等

①適用数

○所得税

	R4	R5	R6
適用組合数	2	0	1
譲渡者数	72	0	17

○法人税

	R4	R5	R6
適用組合数	0	0	0
譲渡者数	0	0	0

高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度であり、活用に当たっては都道府県の産業政策・地域振興政策や財政状況の影響を受ける。大規模かつ新規の団地造成案件が落ち着いていることから、適用件数も伸び悩んでいるが、耕作放棄地の有効活用などを背景とした大型の集団化事業、南海トラフ地震等や豪雨災害に備えた集団移転に加え、製造業の国内回帰等の潜在需要も見込まれることから、本制度は引き続き活用される見込み。

【算定根拠】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査

②適用額

○所得税

(単位:百万円)

	R4	R5	R6
適用額	1,080	0	255

○法人税

(単位:百万円)

	R4	R5	R6
適用額	0	0	0

【算定根拠】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査

③減収額

○所得税

(単位:百万円)

	R4	R5	R6
減収額	165	0	39

○法人税、法人住民税、法人事業税

(単位:百万円)

	R4	R5	R6
法人税	0	0	0
法人住民税	0	0	0
法人事業税	0	0	0

【算定根拠】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査

③	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 ○高度化事業の実施状況 (単位:件) <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>貸付件数</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 ・宮城県内の津波浸食リスクの高い農地の地権者 23 人と、進む都市開発から郊外へ移転したい団地のニーズが合致。地権者にとり、譲渡所得の特別控除が誘因となり実現。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 適用数は少なかったが、今後想定される団地狭隘化解消等といったニーズに伴う、集団移転案件等の可能性を踏まえると、まとまった土地の確保が必要であり、引き続き当該制度は有効である。		R4	R5	R6	貸付件数	2	0	1
	R4	R5	R6							
貸付件数	2	0	1							
⑤	税収減を是認する理由等	(集団化形態で造成された工場団地の地元自治体への貢献) ・平成 23 年～25 年度に 5 社が集団化形態により工場団地を造成した(石川県内の)団地組合に対する平成 30 年の調査によると、対象となる平成 24 年度から平成 29 年度の間、造成団地は、県の工業統計比で 23.3 ポイント(県 123.3、団地 146.6)、付加価値額は 28.7 ポイント(県 130.9、団地 159.6)、それぞれ上回り、税収額については、法人税 1,000 百万円を中心に、1,575 百万円の増収となった。 この他、雇用指数でも県の平均を 2.8 ポイント上回るなど地域経済に貢献。(機構貸付額 2,500 百万円) (近年の貸付案件／集団化事業・福井県 K 工業団地(協)) ・福井市の JR 福井駅や福井バイパス・北陸自動車道から至近でありながら、九頭竜川水系の荒川の曲折し不整形な耕作放棄地、約 84,000 m²の工場団地を新規に造成。 ・48 名の地権者は、土地の高低差や豪雨時の浸水被害による農業生産性の低さから耕作を放置し、県の農業振興地域整備事業からも除外されていた状態で、全地権者同意のもとで団地の造成が決定。 ・令和元年度から県側の要請を受けて説明会及び現地実査を行い、令和 2 年 7 月に相談助言が終了。令和 3 年・令和 5 年に貸付実行。総事業費 5,896 百万円。(機構貸付額約 1,044 百万円) ・取得地は、市街化調整区域の農地。地権者 48 名かつ農地の筆数も多く、土地の高低差や豪雨時の浸水被害により農業生産性が悪いことから、耕作放置されている状態。本制度適用により、一時的な税収減とはなるものの、長期的な税収増が見込まれるなど地域経済に与える								

			影響は大きい。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して、国が定めた実施要領に基づき事業計画の診断・助言が行われるものであるが、事業実施者をあらかじめ限ることはなく、また、税についても必要最小限の特例措置である。 ・中小企業が事業を実施するにあたっては、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態となったりするため、本措置は必要不可欠の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・中小企業が高度化事業を実施するには、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念したりせざるを得ない事態にもなりうる。 本措置は、地権者からの土地取得を容易とし、高度化事業推進の円滑化に資するものであり、また、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しつつ、中小企業の競争力に資する産業集積の維持に寄与するものである。 ・また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。 (地方税の特例) ・事業所税の非課税 →大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。 対象者：東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口 30 万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等 対象施設：工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
		③ 地方公共団体が協力する相当性	・高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段である。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体における中小企業集積の活性化が図れる。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	固定資産税:外
		②	上記以外の税目	—
3	内容			《制度の概要》 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)が国の資金のみで行う事業において、取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準を、最初の5年は3分の1、次の5年間は3分の2の金額に減免する。
				《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3第19項
4	担当部局			イノベーション・環境局総務課産業技術法人室
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯			平成15年度 創設 国の資金のみで行う事業か否かという観点から、毎年、対象事業の見直しを行っている。
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額約30兆円、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を目標とする。
				《政策目的の根拠》 ○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 Society5.0を実現するための知の創出と経済的・社会的な価値の創出に向けた活動に対する投資(経団連等の試算では、2030年までの15年間で必要な累積投資総額は844兆円。)とともに、それによるビジネスの拡大に向けて、多様な財源を活用しながら、官民による投資を大幅に拡充することを目指す。このため、政府の科学技術関係予算の着実な確保、産学共同研究の推進、そして、世界と伍するファンドの創設などを通じて、基礎研究への十分な投資を確保するとともに、官民が連携・協力して、国家的重要課題への対応を強化する。政府は、これらに加え、研究開発税制、SBIR制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員して、民間投資を誘発する環境を整備するとともに、持続可能性をビジネスの根幹に据えるイノベーション経営を推進する。

		【目標】 ・ 諸外国がポストコロナ時代を見据えて大規模な研究開発投資を計画する中、我が国として、諸外国との熾烈な国家間競争を勝ち抜くため、大胆な規模の政府研究開発投資を確保する。また、民間の研究開発投資の誘発に努める。 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模: 約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの官民合わせた研究開発投資の総額: 約 120 兆円 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) ○統合イノベーション戦略 2025(令和7年6月6日閣議決定) 2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③人材・技術・資金の好循環の促進 (研究開発投資の促進) 第6期基本計画においては、5年間で、政府の研究開発投資は約 30 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は約 120 兆円という目標を掲げており、このうち政府の研究開発投資については、令和7年度政府予算を含めれば、約 40 兆円に達しているところである。民間企業の研究開発投資については、横ばい傾向であったものが令和4年度にはようやく上向き、官民合わせた研究開発投資総額は令和5年度まで3年連続で増加し、過去最高となっているが、第6期基本計画の目標を下回って推移している。科学技術・イノベーションを巡る国家間の競争を勝ち抜くため、官民が連携・協力して引き続き必要な研究開発投資を行うとともに、研究開発の成果を社会実装し、我が国の経済成長につなげていくことが重要である。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額約 30 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額約 120 兆円を目標とする。
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現によ	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 NEDO を通じ、我が国のイノベーション創出に寄与することが可能。

9	有効性等	①	る寄与 適用数	(単位:件)																	
				<table><tr><td>年度 区分</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td></tr><tr><td>適用数</td><td>5,366</td><td>4,866</td><td>5,794</td><td>5,838</td><td>5,518</td></tr></table>						年度 区分	2020	2021	2022	2023	2024	適用数	5,366	4,866	5,794	5,838	5,518
				年度 区分	2020	2021	2022	2023	2024												
				適用数	5,366	4,866	5,794	5,838	5,518												
		【算定根拠】 NEDOが国の資金のみで実施する委託事業において取得した資産のうち、特例対象の件数(合計)。 (事業継続中は特例対象の資産として毎年度申告しているため、同一資産が複数年度にカウントされている。) (出典) NEDO 内固定資産税申告履歴から算定。																			
		②	適用額	(単位:百万円)																	
				<table><tr><td>年度 区分</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td></tr><tr><td>適用額</td><td>24,024</td><td>28,210</td><td>24,511</td><td>26,822</td><td>34,641</td></tr></table>						年度 区分	2020	2021	2022	2023	2024	適用額	24,024	28,210	24,511	26,822	34,641
				年度 区分	2020	2021	2022	2023	2024												
				適用額	24,024	28,210	24,511	26,822	34,641												
【算定根拠】 課税標準額(合計) (出典) NEDO 内固定資産税申告履歴から算定。																					
③	減収額	(単位:百万円)																			
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td></tr><tr><td>減収額</td><td>222</td><td>261</td><td>223</td><td>246</td><td>320</td></tr></table>						年度 区分	2020	2021	2022	2023	2024	減収額	222	261	223	246	320		
		年度 区分	2020	2021	2022	2023	2024														
		減収額	222	261	223	246	320														
【算定根拠】 課税標準額 × (1－減免率) × 税率 (合計) (出典) NEDO 内固定資産税申告履歴から算定。																					
④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》																			
		科学技術関係予算の推移(単位:兆円)																			
		<table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>科学技術 関係予算</td><td>8.1</td><td>9.5</td><td>9.5</td><td>8.4</td><td>5.1</td><td>40.6</td></tr></table>							2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	科学技術 関係予算	8.1	9.5	9.5	8.4	5.1	40.6
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計													
科学技術 関係予算	8.1	9.5	9.5	8.4	5.1	40.6															
[出典:科学技術関係予算(内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局)]																					

研究費の推移(単位:兆円)							
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値(2021～2025 年度)
総額	19.7	20.7	22.0	-	-	62.5	120

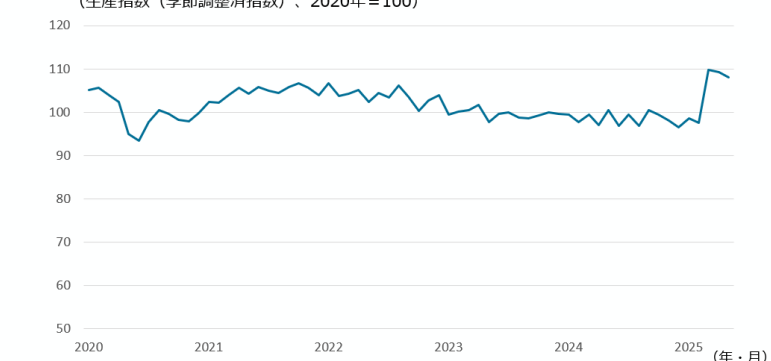
					(23.4)	(24.9)	(110.7)																															
[出典:2024 年(令和 6 年)科学技術研究調査(総務省)] ※2024 年度は評価書作成時点(令和 7 年 8 月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 科学技術関係予算の推移(単位:兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>科学技術 関係予算</td><td>8.1</td><td>9.5</td><td>9.5</td><td>8.4</td><td>5.1</td><td>40.6</td></tr></table> [出典:科学技術関係予算(内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局)] 研究費の推移(単位:兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度※</td><td>2025 年度※</td><td>合計</td><td>目標値(2021～2025 年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> [出典:2024 年(令和 6 年)科学技術研究調査(総務省)] ※2024 年度は評価書作成時点(令和 7 年 8 月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —										2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	科学技術 関係予算	8.1	9.5	9.5	8.4	5.1	40.6		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値(2021～2025 年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計																																
科学技術 関係予算	8.1	9.5	9.5	8.4	5.1	40.6																																
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値(2021～2025 年度)																															
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																															
	⑤	税収減を是認する理由等	2023 年度の我が国の研究費総額は、約 22 兆円で上昇傾向となっているが、未だ「官民合わせた研究開発投資の総額約 120 兆円」という目標を達成できていない。第6期科学技術・イノベーション基本計画等に掲げられた目標の達成のためには、NEDOを通じた研究開発は必要な措置であると考えられる。																																			
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	国の予算措置により取得した償却資産について課税を行うと、それに係る金額を当該法人が負担することとなり、本来の予算措置の目的が阻害されることとなるため。																																		
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし																																		

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	NEDOの研究開発事業を通じた技術発展による経済成長の促進は、地域 振興にも資するため。
11	有識者の見解		なし
12	評価結果の反映の方 向性		対象事業の見直しを毎年、適切に行っていく。
13	前回の事前評価又は 事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		軽油引取税の課税免除(石油化学製品)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	軽油引取税:外
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 石油化学製品の製造者が、保税地域から引き取った軽油を原料として石油化学製品を製造した場合、その原料に供した軽油につき、1kl 当たり 32,100 円を課税免除する措置。
			《関係条項》 ・地方税法第 144 条の 6
4	担当部局		経済産業省製造産業局素材産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 6 年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 25 年度 創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化を図る。
			《政策目的の根拠》 石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることから、課税環境の国際的なイコールフットINGを確保することが必要である。 仮に課税されることになれば、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も負担増により圧迫することになる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力維持・強化を図る。

		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本措置により、石油化学製品の原料用途の軽油について軽油引取税が免除されることで、課税環境の国際的なイコールフットینگが図られ、我が国製造業の国際競争力が確保される。																
9	有効性等	① 適用数	(単位: 件)																
			<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>13</td><td>12</td></tr></table>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	適用件数	14	14	14	13	12				
		年度 区分	令和 2	3	4	5	6												
		適用件数	14	14	14	13	12												
【算定根拠】 出典:石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べ。																			
② 適用額	(単位: 百万円)																		
	<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用額</td><td>318</td><td>414</td><td>424</td><td>421</td><td>396</td></tr></table>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	適用額	318	414	424	421	396						
年度 区分	令和 2	3	4	5	6														
適用額	318	414	424	421	396														
【算定根拠】 出典:石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べ。石油製品価格調査(資源エネルギー庁) (注)石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本化薬工業会調べによる適用数量(kl)に軽油価格を乗じて計算。																			
		③ 減収額	(単位: 百万円)																
			<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>軽油引取税</td><td>88</td><td>94</td><td>91</td><td>88</td><td>81</td></tr></table>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	軽油引取税	88	94	91	88	81				
年度 区分	令和 2	3	4	5	6														
軽油引取税	88	94	91	88	81														
【算定根拠】 出典:石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べ。 (注)石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本化薬工業会調べによる適用数量(kl)に税額(32,100 円/kl)を乗じて計算。																			
		④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 軽油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1 万 9 千社、85 万人を抱える石油化学産業の基礎となる。 本措置により、石油化学製品の原料用途の軽油について軽油引取税が免税されることで、課税環境の国際的なイコールフットینگが図られ、我が国製造業の国際競争力が確保されている。																

			化学工業 生産の推移 (生産指数(季節調整済指数)、2020年=100)  【経済産業省「鉱工業生産指数」】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされている、本措置により1kl 当たり 32,100 円の課税が免税されることで、国際的なイコールフットینگが図られるとともに、我が国製造業の国際競争力が確保されている。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることから、本措置により、課税環境の国際的なイコールフットینگを確保することが必要である。 軽油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1 万 9 千社、85 万人を抱える石油化学産業の基礎となる。 仮に課税されることになれば、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も負担増により圧迫することになる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難であることから、税制により措置することが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・石油化学製品の製造用に消費される揮発油に係る揮発油税の免税措置 ・移出または引取りに係る揮発油等の揮発油税の特定用途免税措置 ・石油化学製品の製造用に輸入される石油化学製品(揮発油・軽油・灯油等)に係る石油石炭税の免税措置 ・石油化学製品の原料用に使用される国産の揮発油・軽油・灯油に係る石油石炭税の還付措置 ・石油化学製品の製造用の揮発油・軽油・灯油に係る輸入関税の無税

			措置 石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットィングを確保するため、目的や対象に応じて措置が講じられている。このうち本措置は、石油化学製品の原料用途の軽油について、軽油引取税を免除するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることから、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することが必要である。 軽油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1万9千社、85万人を抱える石油化学産業の基礎となる。 仮に課税されることになれば、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も負担増により圧迫することにより、地域経済に影響を与える。 このため、地方公共団体が協力する相当性を有している。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		評価結果を踏まえ、本措置により、国際的なイコールフットィングが図られ、我が国製造業の国際競争力が確保されており、引き続き、本措置を継続していく。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月